

「科学技術・イノベーション政策強化推進のための有識者会議」
の開催について（案）

平成 30 年 月 日
イノベーション戦略調整会議決定

- 1 イノベーション戦略調整会議の下、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための統合的な戦略の推進に関する専門の事項を調査することを目的として、「科学技術・イノベーション政策強化推進のための有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を課題毎に開催する。
- 2 有識者会議を開催する課題及び構成員については、イノベーション戦略調整会議議長が決定する。
- 3 有識者会議に座長を置き、イノベーション戦略調整会議議長の指名する者がこれに当たる。
- 4 有識者会議は原則として非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。
- 5 座長は、有識者会議における審議の内容等を、議事録等の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 6 有識者会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）において処理する。
- 7 前各項に掲げるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。